

1 地籍調査の概要

(1) 地籍調査とは

地籍調査とは、土地一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。土地に関する記録は登記所で管理されているが、備え付けられた図面は古く測量精度の低いものが多いため、**地籍調査による正確な情報への更新が進められている。**



土地の寸法や位置等の情報を更新



(2) 地籍調査の効果

- 災害復旧の迅速化
- 公共事業の円滑な実施
- 土地の有効利用の促進
- 課税の適正化・公平化
- 土地取引等の円滑化

(3) 全国の地籍調査の現状

昭和26年の国土調査法の施行により地籍調査が開始。昭和38年には長期的な視点から一層の推進を図るため国土調査事業十箇年計画が策定され、以降第6次（H22～R元）まで順次計画が進められてきたが、都市化の進行に伴い、土地の細分化や、相続等による所有権の複雑化などにより、計画の**進捗率は52%にとどまっている。**

(4) 第7次国土調査事業十箇年計画の策定

「第7次国土調査事業十箇年計画」の策定(令和2年5月)

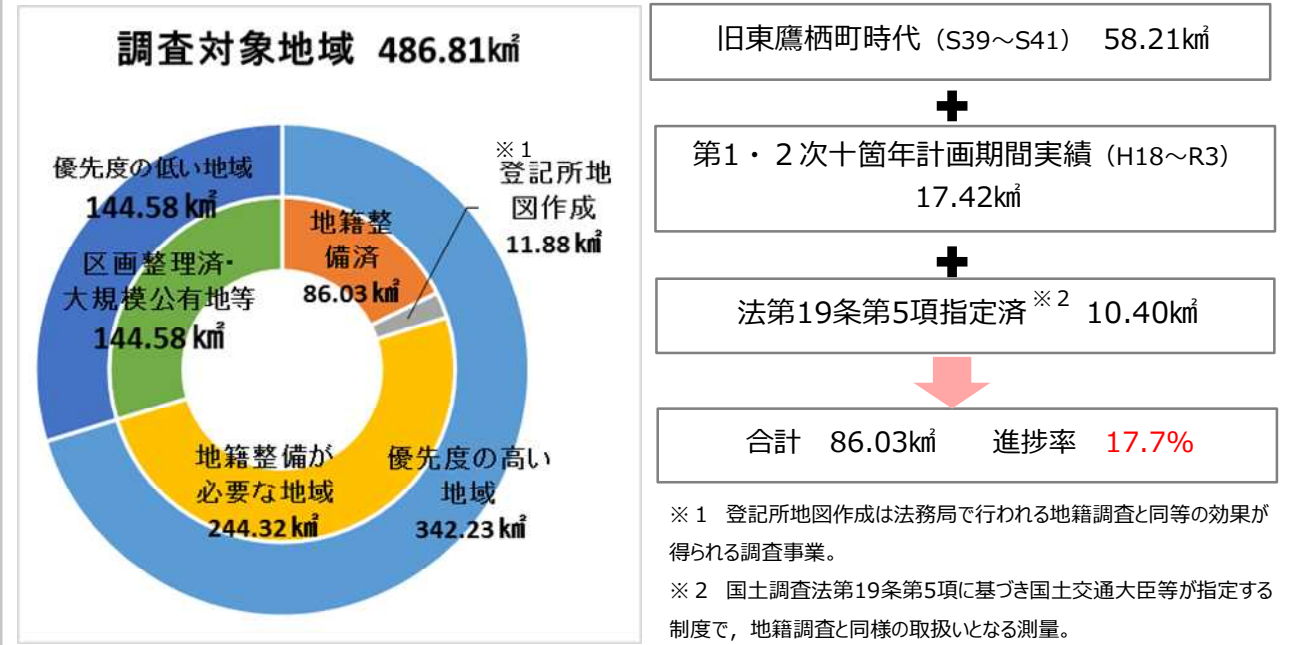
- 可能な限り調査を早期に実施
その効果を最大限発現させる
- 法律の改正等
- 調査手法の見直し
調査区域の重点化

【迅速かつ効率的な調査実施に向けた7つの施策】

- ① 街区境界調査の導入
- ② 防災等の各種施策との連携
- ③ 固定資産課税台帳等の活用
- ④ 民間・公物管理測量成果の活用
- ⑤ 筆界特定制度の活用
- ⑥ 筆界案公告による調査
- ⑦ リモートセンシング（航空写真など遠隔調査）データの活用

2 旭川市の地籍調査の状況

本市の地籍調査は旧東鷹栖町時代（昭和39～41年）に実施して以降休止。平成18年に旭川市地籍調査事業計画（第1次計画）を策定し調査を再開し、現在は第2次計画（平成28～令和8年）に基づき実施しているが、調査対象地域486.81km²に対し、令和3年度末現在での調査実績は86.03km²で、**進捗率は17.7%と全国進捗率の52%を大きく下回っている。**



3 旭川市地籍調査実施計画の趣旨

